

規制シート(様式)

190194901870001

平成29年1月

規制の名称	海上運送事業への参入	所管府省	国土交通省
根拠法令等	海上運送法(昭和24年法律第187号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	海事局安全政策課長 金子 栄喜 海事局外航課長 磯野 正義 海事局内航課長 池光 崇
規制目的	海上運送事業の運営を適正かつ合理的なものとするにより、輸送の安全を確保し、海上運送の利用者の利益を保護するとともに、海上運送事業の健全な発達を図り、もつて公共の福祉を増進すること		
規制内容の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業、一定の航路に旅客船を就航させて人の運送をする不定期航路事業を営もうとする者は、航路ごとに、国土交通大臣の許可を受けなければならない。 ・その他の事業を営もうとする者は、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。 ・これらの許可及び届出にあたっては、適確に事業を遂行し、輸送の安全を確保するための計画等を提出しなければならない。 	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・需給調整規制を廃止し、一般旅客定期航路事業への参入を免許制から許可制に緩和した。(平成11年法改正) ・事業者に対して安全管理規程の作成、届出等を義務付けた。(平成18年法改正) 	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	平成11年法改正では、市場原理に基づく自由競争を促進し、事業活動の一層の効率化、活性化を図るとともに、事業者自らの創意工夫による多様で高度なサービスの提供を促進することを目指して規制を緩和した。一方で、旅客を安全に輸送するため、輸送の安全や利用者の利便性の確保は必要不可欠であり、最低限の規制として現行の制度を維持する必要がある。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		